

入札時の注意点

必ずお読みください。

- 入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。

- また、上記陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の☐のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。

- 上記陳述書（☐にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

■ 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

■ 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆ 旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 18 日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 村 山 光 男

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 9 日から 令和 7 年 5 月 16 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7 年 5 月 20 日 午前 10 時 00 分 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7 年 6 月 9 日 午前 9 時 50 分 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 21 日から 令和 7 年 5 月 28 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 18 日から当庁競売係書記官室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
	買受可能価額（円）			固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1, 310, 000 1, 048, 000	一括	262, 000	34, 717	10, 831
1	910, 000				
2	400, 000				

物 件 目 録

1 所 在 旭川市東光一条三丁目
地 番 4 1 4 番 8 9
地 目 宅地
地 積 2 8 4 . 0 5 平方メートル

共有者 A 持分2分の1

2 所 在 旭川市東光一条三丁目 4 1 4 番地 8 9
家屋 番号 4 1 4 番 8 9
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 7 9 . 9 1 平方メートル
2階 3 2 . 2 9 平方メートル

(現況)

種 類 事務所・居宅

共有者 A 持分2分の1

物件明細書

令和 6 年 12 月 16 日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 都 築 聡 子

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

【物件番号2】

本件建物は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。

（このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。）



物 件 目 録

1 所 在 旭川市東光一条三丁目
地 番 4 1 4 番 8 9
地 目 宅地
地 積 2 8 4 . 0 5 平方メートル

共有者 A 持分 2 分の 1

2 所 在 旭川市東光一条三丁目 4 1 4 番地 8 9
家屋 番号 4 1 4 番 8 9
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建
床 面 積 1 階 7 9 . 9 1 平方メートル
2 階 3 2 . 2 9 平方メートル

(現況)

種 類 事務所・居宅

共有者 A 持分 2 分の 1



令和 6年(ヌ)第 10号

令和 6年10月 9日受理

令和 6年10月15日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 勝 瀬 康 弘

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 旭川市東光一条三丁目
地 番 4 1 4 番 8 9
地 目 宅地
地 積 2 8 4 . 0 5 平方メートル

共有者 A 持分2分の1

2 所 在 旭川市東光一条三丁目 4 1 4 番地 8 9
家屋 番号 4 1 4 番 8 9
種 類 居宅 (現況) 事務所・居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建
床 面 積 1階 7 9 . 9 1 平方メートル
2階 3 2 . 2 9 平方メートル

共有者 A 持分2分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	旭川市東光1条3丁目3番16号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☒ 種類：居宅・事務所 ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居・事務所として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない { 地方裁判所 支部 令和 年()第 号 ☐ ある { 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

その他の事項



- 1 本件土地には、略南西角に境界標（石）が存在したので、同点を基点にして実地に概測したところ、本件土地は概ね公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件土地は、略南側で接面する市道とほぼ等高な平坦地であり、専ら本件建物の敷地として利用されている。
- 3 本件土地の略南西側に、所有者所有のスチール製仮設物置（約3.96平方メートル）が存在する。
- 4 所有者によれば、本件建物の内装について10年前ぐらいにリニューアルしているとのことであったが、登記事項証明書記載の所有権移転時期（令和2年4月30日売買）との間に齟齬がある。
- 5 本件建物内において、室内犬を1匹飼育している。
- 6 本件建物には床鳴りや、外壁塗膜の剥がれが複数確認された。
- 7 本件建物は、上記のほかに、特筆すべき汚れや損傷は見受けられなかったが、経年相当の劣化は存在するものと思われる。
- 8 本件土地建物のうち売却の対象となるのは、持分2分の1である。
- 9 本件調査にあたり、所有者等から抵抗を受ける可能性があったため、旭川東警察署の警察官2名の援助を受けた。
- 10 上記のほかは「関係人の陳述等」のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	1 本件強制競売の元となる債務名義について、訴状や呼出状の送達を受けたことはありませんし、判決も見ることがありません。そもそも30年前の借金であり、時効だと思うので、今後弁護士を通じて債権者と裁判していきたいと思っています。 2 今回の調査に当たり、執行官に抵抗していないし、威嚇もしていないのに、警察官を立ち会わせたことはおかしいと思います。 3 本件建物内の内装については、10年前ぐらいにリニューアルしています。

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年10月9日 (水) 11:00-11:20	旭川市役所固定資産税係	税務資料 (建物間取図) 取得
6年10月9日 (水) 14:30-15:00	物件所在地	土地調査、写真撮影、関係人不在
6年10月11日 (金) 11:00-12:00	物件所在地	所有者Aから本件土地建物の調査に関する聴取、解錠に向けた調査
6年10月11日 (金) 17:40-18:00	旭川方面旭川東警察署 警務課	本調査に関する援助要請
6年10月12日 (土) 9:50-11:00	物件所在地	立入調査、写真撮影、所有者A、警察官2名及び立会人B各立会
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

■ 令和 6年10月12日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人B及び解錠技術者を同行して臨場した。
なお、所有者Aは在宅していたが、抵抗の可能性があったので、立会人Bを引き続き立ち会わせた。

□ 令和 年 月 日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人
物内に立ち入った。

を立ち会わせ、技術者に解錠させて建

□ 令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

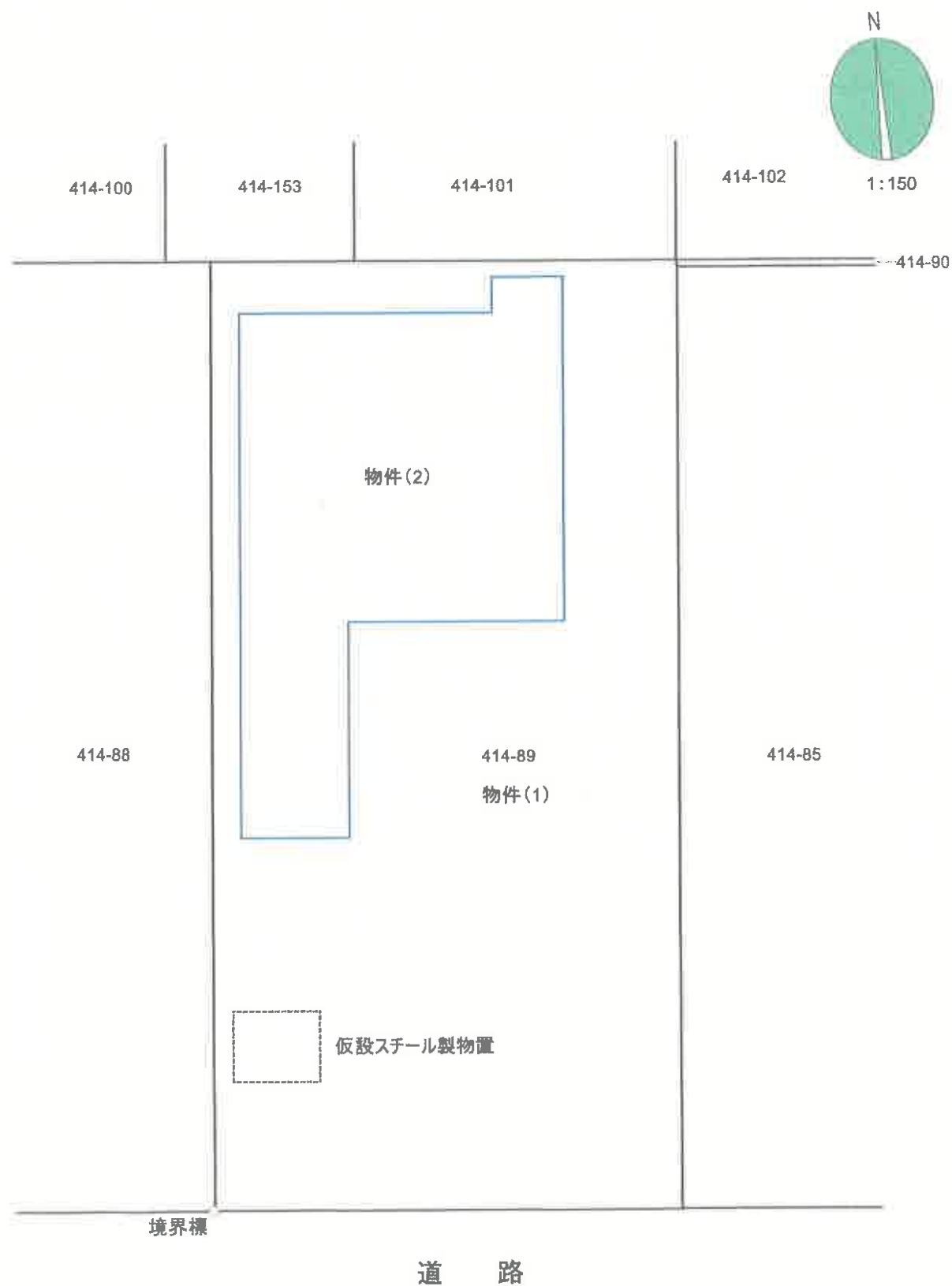
□

土地建物位置関係図 令和6年(ヌ)第10号

物件(1) 土地 旭川市東光1条3丁目414番89 持分2分の1

物件(2) 建物 旭川市東光1条3丁目414番地89所在

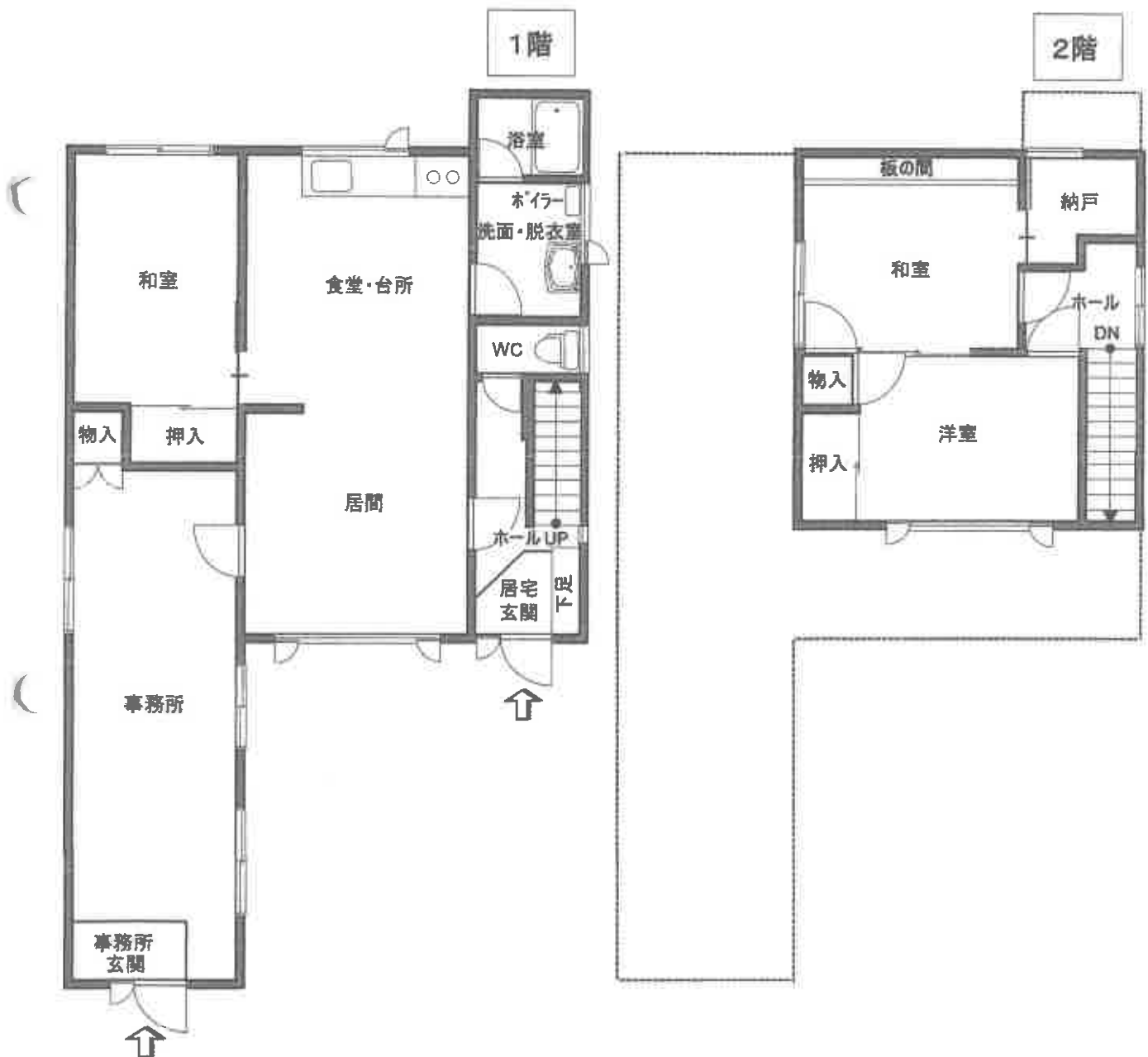
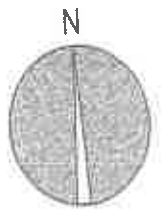
家屋番号 414番89 持分2分の1



建物間取図 令和6年(ヌ)第10号

物件(2) 建物 旭川市東光1条3丁目414番地89所在

家屋番号 414番89 持分2分の1



1



本件建物の外観、本件土地の形状、仮設物置

2



本件建物の外観、本件土地の形状、仮設物置

3



1 階居間

4



1 階食堂・台所

5



1 階洗面・脱衣室

6



1 階浴室

7



1 階和室

8



1 階事務所（事務所玄関側）

9



1 階事務所（奥側）

10



2 階和室

11



2階洋室

12



2階納戸

13



外壁塗膜の剥離の状況

14



外壁塗膜の剥離の状況

15



外壁塗膜の剥離の状況

16



スチール製仮設物置

裁判官認印

事件の表示 令和6年（ヌ）第10号

電話聴取（報告）書

回答者（発信者） 評価人 石川陽三
取 扱 者 旭川地方裁判所民事部
裁判所書記官 都築聡子
回答又は受信日 令和7年2月27日午後1時55分

要 旨

不動産の所在する場所の環境，その種類，経済状況，手続の経過その他諸般の事情に鑑み，令和6年10月15日付評価書記載の評価額から40%の減価が相当と考える。

売却基準価額の変更

不動産の現況，利用状況，手続の経過，評価人の意見，類似物件における裁判所の売却実績その他諸般の事情を総合的に考慮して売却基準価額を次のとおり変更する。

（計算式）

（1）	¥1,530,000	×	0.60	≒	¥910,000
（2）	¥670,000	×	0.60	≒	¥400,000
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	
		×		≒	

上記のすべての物件 ¥1,310,000

※ 減価すると10,000円未満となる物件は，減価しない。

令和6年（ヌ）第10号
令和6年10月12日現地調査
令和6年10月15日評価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
石川 陽三

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,200,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 1,530,000 円
物件2（建物）	金 670,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、契約不適合責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積 共有者	旭川市東光1条3丁目 414番89 宅地 284.05㎡ A 持分2分の1	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積 共有者	旭川市東光1条3丁目 414番地89 414番89 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 1階 79.91㎡ 2階 32.29㎡ A 持分2分の1	居宅・事務所
番号	特記事項		
1、2	本件は物件1及び物件2に係る共有持分を評価対象とするものであり、その特殊性を考慮した減価を行い、本件評価額に反映させた。		
2	実地調査の結果、建物の種類を居宅・事務所と認定した。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 函館本線旭川駅の南東方、道路距離約 3.6 km、最寄バス停「東光 1 条 3 丁目」まで同約 120 m。	
付 近 の 状 況	低層の戸建住宅、アパート等が建ち並ぶ、利便性の良い郊外住宅地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 第2種中高層住居専用地域 60% 200% — —
画 地 条 件	間口約 11.7 m、奥行約 23.9 m、地積 284.05 m ² 、形状は長方形地。 地勢は道路面及び各隣接地とほぼ等高な平坦地。 日照、地質、地盤等は近隣地域内において普通。	
接面道路の状況	敷地のほぼ南側で幅員約 11 m の舗装市道（東光 1 条 2・3 丁目間 1 号線 建築基準法第 42 条 1 項 1 号道路）に接面する一方路画地。	
土地の利用状況等	物件 2 建物の敷地として利用され、建物南側に仮設スチール製物置 1 基（概 測約 3.96 m ² ）が存する。	
供給処理施設	上 水 道 あり（上記前面道路に埋設管あり） ガス配管 あり（同上） 下 水 道 あり（同上）	
特 記 事 項	本件売却対象は物件 1 土地の共有持分 2 分の 1 となる。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日：昭和45年9月17日新築（登記情報） 昭和51年月日不詳増築（登記情報） 経過年数：新築時より約54年 経済的残存耐用年数：すでに満了しているものと判定した。
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：亜鉛メッキ鋼板 外 壁：モルタル塗り 内 壁：クロス等 天 井：クロス等 床：フローリング、タタミ等 設 備：電気、給湯用ボイラー1基（灯油式） その他：暖房は個別暖房による
床面積（現況）	1階 79.91㎡ 2階 32.29㎡ 延べ 112.20㎡
現況用途等	現況用途：居宅・事務所 間取り：別添間取図のとおり （なお、詳細は現況調査報告書のとおり）
品 等	下位に属するものと観察された。
保守管理の状態	築50年を超える老朽家屋であり、床鳴り、外壁塗膜の剥がれなどが複数観察され、保守管理の状態はやや劣るものと観察された。 （詳細は現況調査報告書のとおり）
建物の利用状況	室内犬1頭を飼育、所有者が配偶者（本件土地及び建物の他の共所有者）とともに居住し、占有している。 （詳細は現況調査報告書記載のとおり）
特記事項	①本件建物は、新築時及び増築時に建築確認申請がなされ、新築時には工事完了検査済証の交付を受けている。 ②旭川市がインターネット上で公開している建築行政情報システムによると、新築時の完了検査済証の交付日は昭和45年9月17日。 増築時の確認済証交付日は昭和51年4月13日、増築面積14.58㎡（固定資産税評価証明書記載事項に同じ）、増築箇所は現況1階事務所の南側となる（別添間取図に増築箇所記載）。 ③本件建物は内装がほぼ全面的にリニューアルされており、現地調査時の聴取によると、その時期は10年ほど前とのことであったが、登記事項証明書記載の所有権移転時期（令和2年4月30日売買）との間に齟齬がある。 ④本件売却対象は物件2建物の共有持分2分の1となる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	共有 持分 オ	建 付 地 価 格(円) (千円未満切捨) ア×イ×ウ×エ×オ＝カ
1	31,800	1.000	284.05	0.90	0.50	4,064,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の地価公示標準地との規準あるいは比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：特に把握されない。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物は築50年を超える老朽家屋であり、上記のとおり建付減価修正を行った。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	共有 持分 エ	建物の価格（円） (千円未満切捨) ア×イ×ウ×エ＝オ
2	266,000	112.20	0.080	0.50	1,193,000

ウ 現価率：経済的耐用年数はすでに満了しているため、本件では観察減価法を適用し、現価率を8.0%と査定した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) (千円未満切捨) ア×イ=ウ
1	4,064,000	10%	敷地占有利益	406,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を敷地占有利益と判定し、その割合を10%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)カ, 1(2)キ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金 等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ×カ (万円未満切 捨)
1	4,064,000	－ 406,000		0.60	0.70	1.00	1,530,000
2	1,193,000	＋ 406,000	1.00	0.60	0.70	1.00	670,000
一括価格 (合 計)							2,200,000

ウ 占有減価修正：特に修正の必要はない。

エ 市場性修正：本件は物件 1, 2 ともに流通性が極端に劣る共有持分を売却対象とするものであるため、共有物に係る減価（共有減価）を考慮した修正を行うことを妥当と認め、上記のとおり市場性修正を行った。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：なし。

第6 参考価格資料

地価公示価格（旭川－24）

所 在：旭川市東光2条2丁目145番101

「東光2条2－4－5」（住居表示）

価 格：29,300 円／㎡

位 置：JR旭川駅3,300m

価 格 時 点：令和6年1月1日

地 積：245㎡

供給処理施設：水道、下水、ガス

接 面 街 路：北側 8m 市道

用 途 指 定 等：第2種中高層住居専用地域（建ぺい率60％，容積率200％）

市街化区域

地 域 の 概 要：低層住宅、アパートが建ち並ぶ既成住宅地域

固定資産税評価額（令和6年度）

物件1 5,373,089 円

物件2 1,348,838 円

第7 附属資料

位置図（旭川市発行の都市計画図）

公図写し（A3→A4縮小）

地積測量図写し（A3→A4縮小）

建物図面写し（A3→A4縮小）

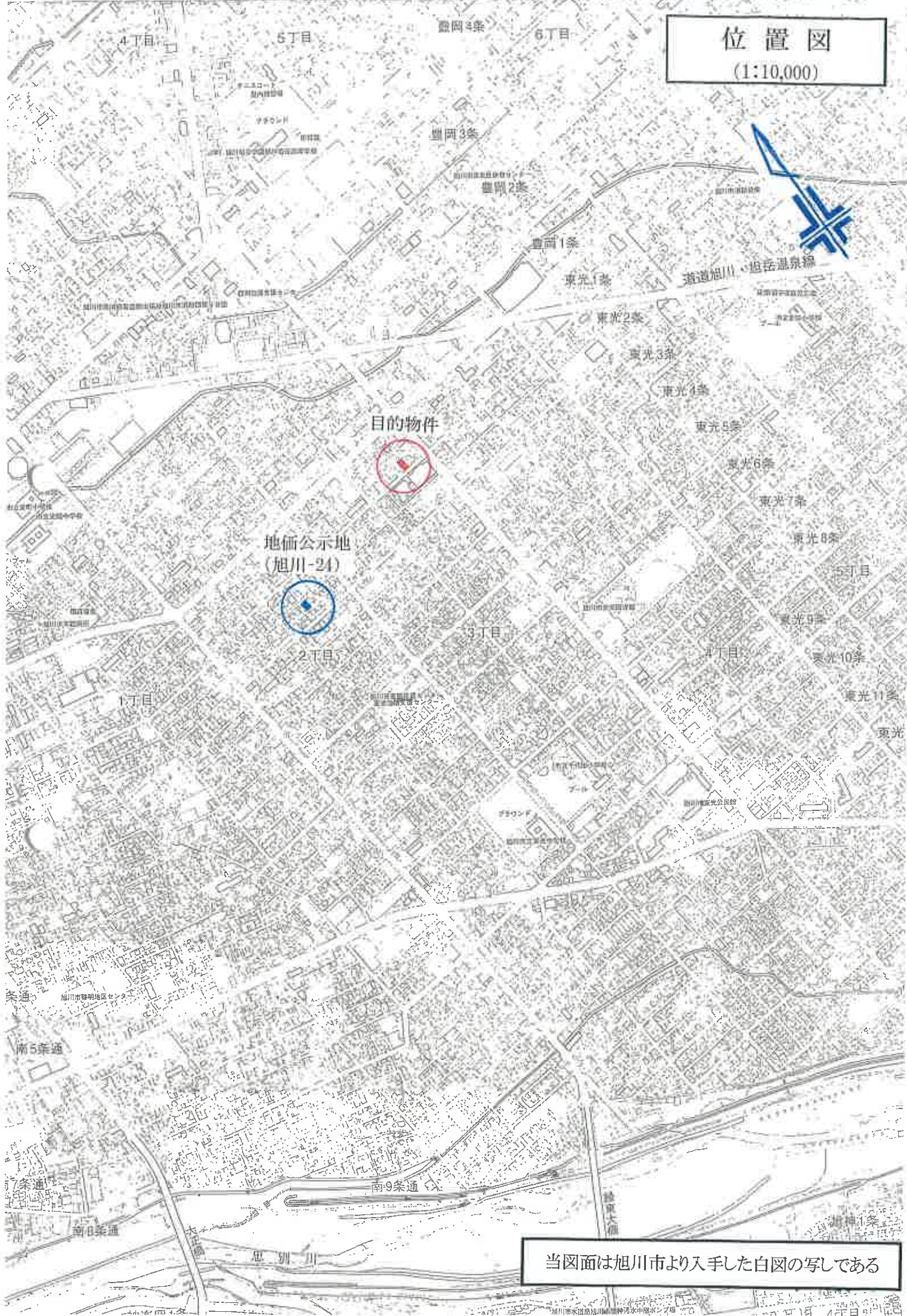
土地建物位置関係図

建物間取図

以 上

位置図

(1:10,000)

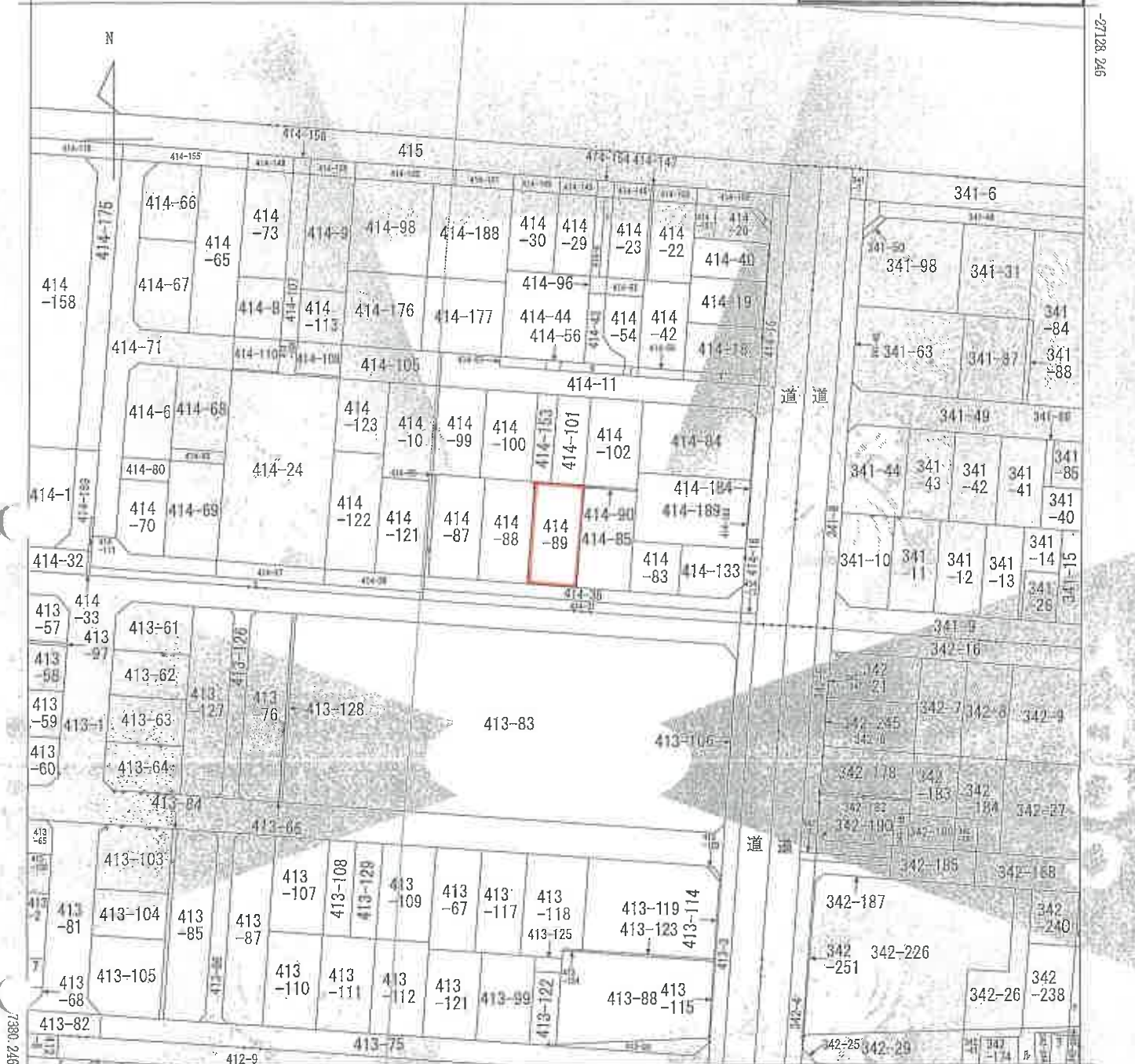


当図面は旭川市より入手した白図の写しである

公 図 写

(物件番号 1)

イ 414-178 ハ 414-180 ヘ 414-185 ト 414-182 リ 342-229 ル 342-241
 414-179 ニ 414-181 ホ 342-22 ナ 342-133 レ 342-235 342-241
 つづく



11837/2011 (無償複製許可：国土院)

(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動態産法所定の地図が盛付けられるまでの間、これに代わるものとして盛付付けられている図面であり、土地の位置及び形状の略略と記載した図面です。

地番区域見出

東光一条 3丁目	東光二条 3丁目
-------------	-------------

A 東光三条3丁目

請求部	所在	旭川市東光一条三丁目			地番	414番89		
出力尺	1/1000	精度区分	座標系 番号又は記号	X II	分類	地図に準ずる図面		
作成年月日	平成8年3月			備考 年月日 (原図)	補記 事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月15日
旭川地方法務局

地図整理番号：M12346

登記官

(1/2)

本図面は、A3判をA4判に

縮小したものである

公 図 写

(物件番号 1)

442-243
442-250
342-31
342-48
342-248
342-249
342-246
342-179
414-12
414-160
414-3
414-45
414-57
414-58
414-60
414-81
412-100
412-110
412-113
412-2
412-67
413-116
413-69
413-113

本図面は、A3判をA4判に
縮小したものである

登記年月日：昭和42年6月17日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である
令和6年8月15日 旭川地方気象局

登記官

本図面は、A3判をA4判に
縮小したものである

00972301

地番	414-81-92-93-94
土地の所在	旭川市南条町3丁目2番31号

土地積算図

414-81
414-87~414-89

昭和42年6月17日	製作年月日
昭和42年6月17日	製作者



414-81に合算
414-83に合算
414-84に合算

51.4-92	51.4-93	51.4-94	51.4-81
232.228㎡	232.228㎡	232.228㎡	730.184㎡

(全国土地家屋調査士会連合会用紙)

S42-6.17

縮尺	1/400	1/
----	-------	----

地図整理番号：M12347

これは図面に記録されている内容を証明する書面である。

令和6年8月15日 旭川地方公務局

解題指導

建物図面

(物件番号2)

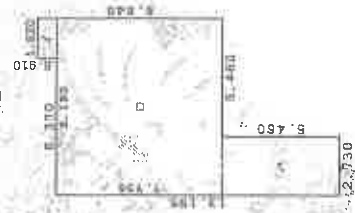
面圖

414番89

Yes
No
No
No

旭川市東光1条3丁目4番地89

1 陪



積求

イロハ	1. 656200	0.910	×	1. 656200
8.190	63.349650	7.735	× <td>63.349650</td>	63.349650
2.730	14.905800	5.460	× <td>14.905800</td>	14.905800

計	79.911650
床面積	79.91 m ²

證



積求

5.460	X	5.915	-	32.295900
-------	---	-------	---	-----------

床面積 32.29 m²

威作

制 2 年 3 月 10 日作成)



人壽保險

二、

500

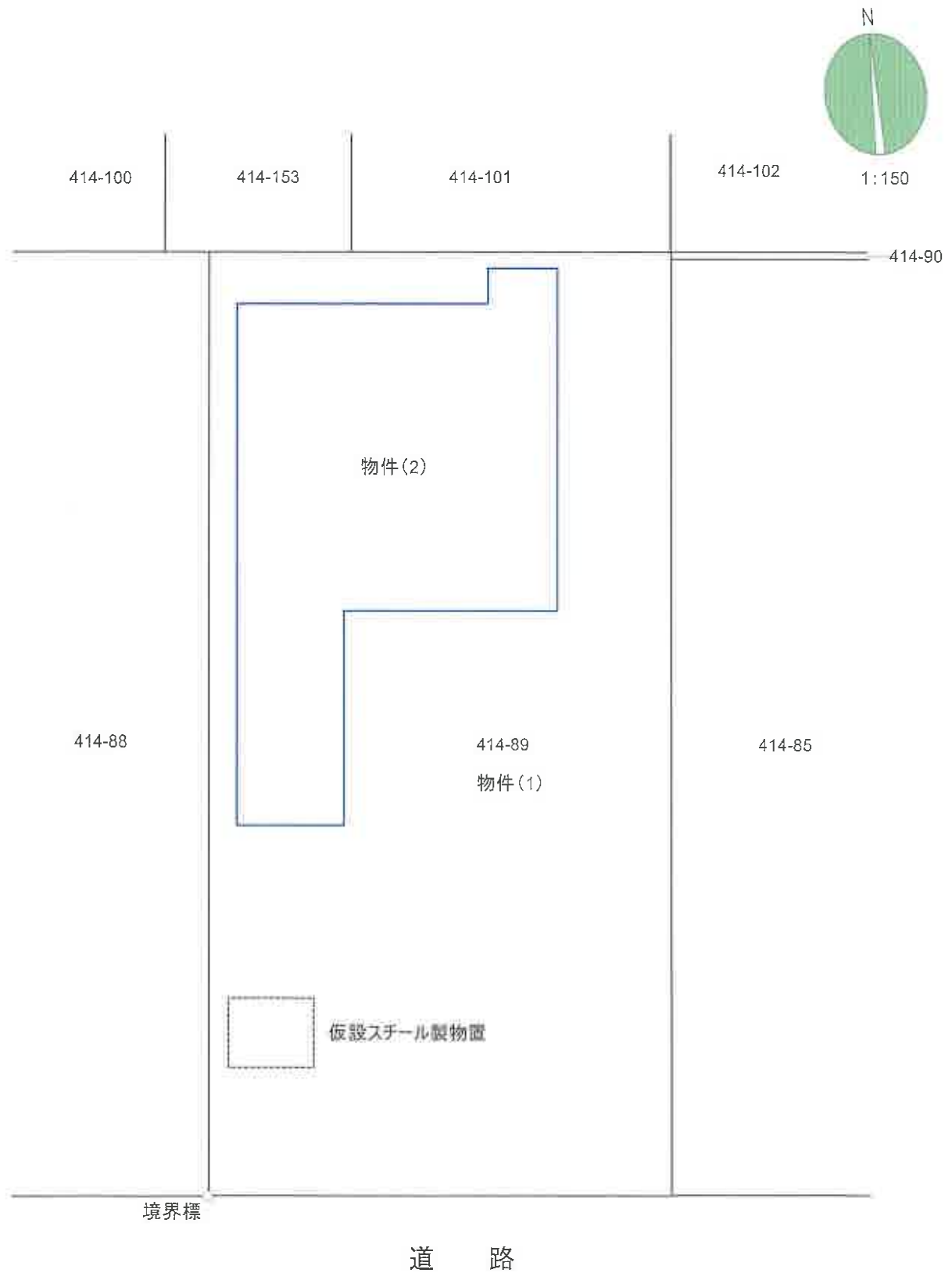
本図面は、A3判をA4判に
縮小したものである

土地建物位置関係図 令和6年(ヌ)第10号

物件(1) 土地 旭川市東光1条3丁目414番89 持分2分の1

物件(2) 建物 旭川市東光1条3丁目414番地89所在

家屋番号 414番89 持分2分の1



建物間取図 令和6年(又)第10号

物件(2) 建物 旭川市東光1条3丁目414番地89所在

家屋番号 414番89 持分2分の1

